

別表第1（第7条関係）

登録の種別	活動の内容	基準	
		活動の実績	活動の安定性及び継続性
機械による森林整備	機械（チェーンソー、刈払機、林内作業車等）による人工林の除伐若しくは間伐、間伐材の利用又は広葉樹の除伐若しくは植栽	当該活動の実績が継続して3年以上あること。	構成員に林業木材製造業労働災害防止協会が実施するチェーンソー及び刈払機に係る取扱講習を修了した者を有する団体であり、かつ、知事が別に定める基準を満たす者、林業普及指導員又は森林組合が相応の技術力を有するものと認めた団体であること。
手作業による森林整備	手作業による人工林の除伐若しくは間伐又は広葉樹の除伐若しくは植栽	当該活動の実績が1年以上あること。	知事が別に定める基準を満たす者、林業普及指導員又は森林組合が相応の技術力を有するものと認めた団体であること。
竹林整備	手作業による竹の伐採若しくは搬出又は竹材の利用	当該活動の実績が1年以上あること。	知事が別に定める基準を満たす者、林業普及指導員又は森林組合が相応の技術力を有するものと認めた団体であること。
体験学習（伐採等）	手作業による広葉樹の除伐又は植栽	当該活動の実績が1年以上あること。	構成員に指導者又は助言者として適当な者を有する団体であると林業普及指導員が認めた団体であること。
体験学習（観察等）	手作業による草刈り、きのこの栽培、樹木若しくは野鳥の観察、散策又はレクリエーション活動	当該活動の実績が1年以上あること。	構成員に指導者又は助言者として適当な者を有する団体であると林業普及指導員が認めた団体であること。
普及啓発	府民、児童、学生等への森林、林業、樹木、野生動物等に係る指導又は助言	当該活動の実績が3年以上あること。	構成員に林業普及指導員若しくは林業普及指導員の資格試験に合格した者又は社団法人全国森林レクリエーション協会（昭和62年9月1日に社団法人全国森林レクリエーション協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が認定した森林インストラクターを有する団体であること。